

自治基本条例に基づく取り組みと目標

「自治基本条例」で定めた本市のまちづくりの基本原則である“市民自治によるまちづくり”は、ただ見守っていて育つものではありません。条例の実効性を確保するため、市では同条例第40条の「年次計画」の規定に基づき、平成21年度の取り組みの概要及び平成22年度以降の目標を次のとおり定め、本市の市民自治によるまちづくりの深化・発展を進めます。

期間：後期基本計画に定める実施計画の期間（上期3か年・中期3か年・下期4か年）と連動させ、計画の期間を平成22～24年度とします。

市の取り組み：

- ・ 条例の趣旨を理解し、各条文の趣旨に基づいて事業を進めます。
- ・ ほかの条例、規則等の制定又は改廃、制度の整備にあたっては、各条文と適合させながら進めます。

上記、市の取り組みのほか、条例に関連した取り組み

(1) 条例のPR

【内容】

1) 職員研修（平成21年5月21日（2回）、5月26日（2回）開催）

- ・ 職員が条例の趣旨を理解することは重要であることから、松下啓一先生を招き、平成21年5月21日（2回）、26日（2回）に「自治基本条例職員研修会」を実施しました（435名参加）。
- ・ また、新規採用職員の研修プログラムに加え、条例の理解の浸透を図ります（平成22年度以降）。
- ・ 平成21年度の「自治基本条例職員研修会」を受けていない職員には、平成22年度に研修機会を設定します。

2) 市民向けパンフレット作成・PR

- ・ 条例の趣旨をまとめた自治基本条例市民向けパンフレットを作成し、自治会を經由して回覧するとともに、公共施設に配架しています。なお、市ホームページからもダウンロードできます。

3) 市民フォーラム開催（平成21年7月18日開催）

- ・ 自治基本条例の趣旨である「市民自治によるまちづくり」の内容について、市民等への周知と啓発を図るため平成21年7月18日、松下啓一先生を招き講演とパネルディスカッションを行いました。（108名参加）

(2)「情報公開条例」の改正（平成21年12月改正）

【内容】

条例第3章「情報共有と個人情報の保護」を深化・発展させる制度の拡充として、情報公開条例を改正し、より多くより早く市の情報を公開できるようになりました（平成21年12月議会で可決）。

改正点は、公文書開示請求の対象者が市民及び市に直接関わりのある方からすべての人に開示を行う9機関（市長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、水道事業管理者、消防長、議会）に加え、土地開発公社が加わり拡大しました。実施機関が出資している法人などの情報のうち、実施機関が保有していない情報は、その法人などに対して提出を求め、実施機関が公開できるようになりました。審議会の会議や会議録の公開について条例で定め、公開の義務と責任を明確にしました。公開請求があり開示決定しなければならない期限を30日以内から15日以内に短縮。複数の開示請求があった文書について、情報提供すべきと認められるときは、開示請求を待たずに公表することになりました。

【自治基本条例の主な関連条文】

・第7条、第8条、第9条、第10条、第28条

【関連制度】

- ・情報公開法
- ・個人情報保護条例（同条例も自治基本条例との関係を明記するとともに市民等の個人情報保護の強化を図った。）
- ・流山市附属機関に関する条例
- ・審議会の委員の選定に関する指針
- ・審議会の会議の公開に関する指針

(3)「市民参加条例」の制定（平成21年度に着手。平成22年度中に制定）

【内容】

条例の趣旨である「市民自治によるまちづくり」を深化・発展させるため、第4章「参加と協働」を具現化する最も優先すべき制度として、市民参加条例の平成22年度中の制定に向けた作業に着手しました。現在、公募委員を含む「市民参加条例検討委員会」（平成21年11月24日～）を中心に作業を進めています。

【自治基本条例の主な関連条文】

・第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条

【関係制度】

- ・流山市協働まちづくりのための指針
- ・パブリックコメント制度
- ・市民活動団体公益事業補助金制度
- ・地方自治法に基づく直接請求などの住民参加： 「選挙権」地方自治法第18条、 直接請求（地方自治法第74条「条例制定改廃請求権」、同法第75条「事務監査請求」、同法第76条「議会回散請求」、同法第80条「議員解職請求」、同法第81条「首長解職請求」、同法第242条「住民監査請求」、同法第242条の2「住民訴訟」）、 「附属機関」地方自治法第202条の3

(4)後期基本計画の策定（平成22年3月策定）

【内容】

平成20年度から策定作業を進めてきた総合計画体系の後期基本計画（H22年度からH31年度まで）を、自治基本条例第22条第2項及び議会基本条例第13条の規定に基づき、平成21年12月議会に県下2番目の議決事案として上程し可決されました（H22年4月施行）。このたび策定した後期基本計画は、予算の裏づけのある計画を留意し、社会経済情勢等と大きく乖離した場合は、「実施計画」期間である3年・3年・4年の節目で見直すことも視野に入れています。平成22年度から31年度の事業の執行は後期基本計画に基づくものとなります。また、条例第5条の「目指すまちの姿」は、後期基本計画における各種施策において実現していきます。

【自治基本条例の主な関連条文】

- ・第5条、第22条

【関連制度】

- ・地方自治法第2条第4項
- ・議会基本条例第13条

(5)健全な行財政運営の推進

【内容】

1)新公会計制度に基づく4つの財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を平成21年度に作成しました。（平成20年度決算から）

- ・出資団体を含む連結決算を行い、複式簿記、連結決算の考えに基づく新公会計制度（基準モデル）での4つの財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成しました。

- ・その内容は、財政白書に記載し、市ホームページや図書館、公民館などの公共施設で公表しています。
- ・また、平成22年3月1日日号の広報ながれやまで分かりやすい内容でお知らせしました。

2) 中長期の財政計画を平成21年度に作成し公表しました。(平成21年度)

- ・後期基本計画(平成22年度から平成31年度まで)の策定において10年の財政計画を策定し、市ホームページ及び広報ながれやま特集号(3月20日号)で公表しています。財政計画では数値目標を定めています。中期計画については、後期基本計画の3年3年4年の実施計画見直しの中で策定していきます。

3) 財政運営の健全化、公開性及び効率性を推進する制度を構築します。

- ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、毎年4つの財政健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)を決算後に作成し公表しています(平成19年度決算から実施中)。
- ・毎年2回の財政状況の公表や予算や決算の内容を広報、市ホームページで公表しています(従前から実施中)。
- ・また、平成20年度決算からは財政白書でも公表しています。

4) 財政白書を作成し公表しました。(平成21年度)

- ・流山市の財政状況をわかりやすくご理解いただくため、平成20年度の決算状況を踏まえた「財政白書(平成20年度決算版)」を作成し、市ホームページや図書館、公民館などの公共施設で公表しています。
- ・財政白書では、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務4表のほか、様々な市の財政情報を盛り込んでいます。

5) 公共施設保全計画を平成23年度までに整備します。(平成23年度までに策定)

- ・自治基本条例第23条第1項の「財政の状況を総合的に把握し、分析を行い、もって明確な方針」の作成にあたって、市有公共施設を対象にファシリティマネジメントを導入した公共施設保全計画を平成23年度までに整備します。

【自治基本条例の主な関連条文】

- ・第23条

(6)パブリックコメントの実施(平成19年度から実施)

【内容】

・市民の市政への参画手法の一つであるパブリックコメントを平成19年度から施行し、これまで案件29件を実施し、市民等から630件の意見が寄せられました。これらの意見は成案化に向けて反映されました。平成21年度では下記案件9件を実施し、302件の意見が寄せられました。

【平成21年度パブリックコメント案件及び意見数】

- ・流山市生涯学習推進基本構想改訂版(素案):9件
- ・流山市第2次男女共同参画プラン(素案):40件
- ・流山市次世代育成支援行動計画(後期)(案):0件
- ・流山市路上喫煙及びポイ捨て防止条例の一部を改正する条例(案):10件
- ・流山市生物多様性地域戦略(案):1件
- ・流山市地球温暖化対策実行計画(市役所編):4件
- ・流山市地球温暖化対策実行計画(市域全体編)(案):39件
- ・流山市一般廃棄物処理基本計画(案):6件
- ・流山市総合計画・後期基本計画(素案):193件

【自治基本条例の主な関連条文】

第4条、第7条、第8条、第9条、第11条、第13条、第14条、第15条、第16条

【関連制度】

- ・地方自治法第10条
- ・流山市パブリックコメント手続実施要綱

(7)タウンミーティングの実施(平成16年度から実施)

【内容】

・地域の声を市政に活かすため、市長が市民と対話し意見交換を行うタウンミーティングを平成16年2月から実施し、これまで52回開催しました。平成21年度は公共施設や自治会館など12か所で開催し、延べ321人が出席しました。

【自治基本条例の主な関連条文】

第4条、第7条、第8条、第9条、第11条、第13条、第14条、第15条、第16条

【関連制度】

・地方自治法第10条

(8) 市民等にかかれた議会の推進

【内容】

1) 議会報告会の実施（平成21年度から）

・市民等にかかれた議会運営を実現するため、市民との意見交換の場の一つとして、初めて議会報告会を平成21年11月28日、南流山センターで開催しました。主な内容は、平成21年第3回定例会の審議内容を報告した後、市民との活発な意見交換が行われました（市民31人参加）。

2) 議会ICT化の推進（平成22年度以降）

・市民等への議会情報の提供手段をさらに拡充するため、議会のICT（情報通信技術）化を推進します。具体的には平成22年度から、議案に対する賛否を明確にするため、電子採決を導入し、議会の透明性を図ります。

【自治基本条例の主な関連条文】

・第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第11条、第13条、第15条、第29条、第30条、第31条、第38条

【関連制度】

・議会基本条例第3条、第9条、第10条

(9) 「広報ながれやま」発行回数の増加（平成22年度から）

【内容】

広報ながれやまの発行回数を現在の月2回発行を平成22年度の6月から月3回に増やし、情報提供の機会を拡充します。

【自治基本条例の主な関連条文】

第6条、第7条、第8条

(10) 市政に関する「出前講座」のスタート(平成22年度から)

【内容】

市民自治によるまちづくりを深化・発展させるため、自治の担い手である市民に市政の情報提供の機会をさらに拡充し、平成22年度から自治会、NPO及び一定の人数以上の市民等の集まりから要望があった場合、出前講座を実施します。

【自治基本条例の主な関連条文】

第7条、第8条、第9条

【関連制度】

・地方自治法第10条

(11) 市民投票条例制定の検討(平成24年度から)

【内容】

条例第17条に基づく常設型の市民投票条例の制定を検討します。

【自治基本条例の主な関連条文】

第17条

【関連制度】

・直接請求：地方自治法第74条「条例制定改廃請求権」、同法第75条「事務監査請求」、同法第76条「議会回散請求」、同法第80条「議員解職請求」、同法第81条「首長解職請求」、同法第242条